

特定非営利活動法人みんなの広場マグネット 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなの広場マグネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市磯子区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に磯子区岡村地区住民のお年寄りや親子、子どもたちに対して、同世代・異世代交流の促進に関する事業を行い、お年寄りの健康の増進や親子・子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) お年寄りや親子・子どもたちの居場所の提供に関する事業。

(2) お年寄りや親子・子どもたち間の異世代交流にかかるイベント開催に関する事業。

(3) 地域住民の生涯学習にかかる活動に関する事業。

(4) 地域食堂に関する事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 6 人以下

(2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長が務めるものとする。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第2項、次条第1項第2号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、
法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、
所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対
照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高 橋	サチエ
副理事長	宮 澤	圭子
理事	大 野	真理子
理事	本 間	太一
理事	川 合	純吉
監事	金 沢	晴男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月
31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところに
よるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
とする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員 個人 1,000円 団体 5,000円

賛助会員 個人 500円 団体 3,000円

(2) 年会費(入会翌年度より)

正 会 員 個人 1,000円 団体 5,000円

賛助会員 個人 1口 500円(1口以上)

団体 1口 1,000円(1口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウハウジン ミンナノヒロバマグネット
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 みんなの広場マグネット

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	タカハシ サチエ 高橋 サチエ	[Redacted]	無	理事長
理事	ミヤザワ ケイコ 宮澤 圭子		無	副理事長
理事	オオノ マリコ 大野 真理子		無	
理事	ホンマ タイ 本間 太一		無	
理事	カワイ ジュンキチ 川合 純吉		無	
監事	カナザワ ハルオ 金沢 晴男		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

高齢化社会がますます進んで行く中で、地域社会のつながりの希薄さが以前から社会問題化してきています。

私達の生活の場である岡村地区も、一人暮らしの高齢者世帯の増加の一方、若い子育て世代も少しずつ増加してきました。しかしながら一昔前まであったご近所付き合いは希薄であり、町内会の会員数も減少して活動も停滞傾向になっているのが現状です。

このため、地域のコミュニティの充実を図り高齢者と子育て世代の交流を図る場を提供して地域交流を深めることが急務になっており、これが共生社会の第1歩であるとともに、住民の地域への愛着心と日々の生活意欲の向上に繋がると考えています。

私たちは、令和4年6月から、任意団体として「みんなの広場マグネット」を立ち上げ、高齢者支援・子育て支援の活動の場を毎月開設し、また、地域食堂・こども対象のお祭り・高齢者と子どもの交流のハロウィンイベント・クリスマス会等数多くのイベントを行ってきました。

この拠点をベースに異世代交流など各種地域活動を行ってきましたが、毎年参加者が増えていくとともに、私たちの活動に地域の団体からの支援の輪が広がっていく中で、地域の活性化に役立っていることを実感しているところです。

このため、さらに活動の輪を広げて、多くの仲間たちを集めさらなる活動の活発化を図っていくために、社会に認められた非営利活動を行う法人格を持つことで私達の活動がより地域の多くの人々に受け入れられるものと考えに至りました。

よってここに特定非営利活動法人を設立して、地域のお年寄りの健康の増進や親子・子どもたちの健全育成のための活動を充実させていこうとするものです。

令和7年11月25日

法人の名称 特定非営利活動法人みんなの広場マグネット

設立代表者 高 橋 サチエ

令和8年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 みんなの広場マグネット

1 事業活動方針

地域の高齢者福祉の増進を図り、子どもの健全育成を推進する観点から、子育て支援、高齢者支援にかかる事業を推進する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① お年寄りや親子・子どもたちの居場所の提供に関する事業 計105,000円

ア 居場所の提供

- ・日 時 毎月第1, 2, 3水曜日 9:00~17:00(8月を除く)
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者及び小中学生、親子 100人
- ・支出見込額 90,000円

イ 高齢者支援

- ・内 容 大人の塗り絵、フレイル予防ストレッチ等の企画を行う。
- ・日 時 未定(毎月第1~第3水曜日に随時)
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者 100人
- ・支出見込額 15,000円

ウ 地域活動等にかかる部屋の提供を行う。

- ・内 容 部屋貸し
- ・日 時 月1回程度
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域住民 50人
- ・支出見込額 0円

② お年寄りや親子・子どもたち間の異世代交流にかかるイベント開催に関する事業

計54,000円

ア マグネットまつり

- ・内 容 地域の親子・子どもたちを対象としたマグネットまつりを開催する。
- ・実施月 6月
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の小中学生、親子 100人
- ・支出見込額 20,000円

イ ハロウィンパーティ

- ・内 容 地域の高齢者、親子・子どもたちを対象とし、泉谷自治会等の支援・協力を得て各ポイントにいる魔法使いを訪れるハロウィンパーティを開催する。
- ・実施月 10月
- ・場 所 泉谷公園及び岡村7丁目自治会周辺
- ・受益対象者 地域の小中学生、親子 120人
- ・支出見込額 9,000円

ウ クリスマス会

- ・内 容 地域のお年寄り・親子・子どもたちを対象にクリスマス会を開催する。
- ・実施月 12月
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者及び小中学生、親子 40人
- ・支出見込額 20,000円

エ 地域活動意見交換会

- ・内 容 地域の自治会等との地域活動についての意見交換会を開催する。
- ・実施月 2回(5月、10月)
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 自治会役員及び地域住民等
- ・支出見込額 5,000円

③ 地域住民の生涯学習にかかる活動に関する事業 計10,000円

- ・内 容 ウクレレ教室、麻雀教室等
- ・日 時 月2回
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者 200人
- ・支出見込額 10,000円

④ 地域食堂に関する事業

- ・実施に向けた準備を行う。

以上

令和9年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 みんなの広場マグネット

1 事業活動方針

地域の高齢者福祉の増進を図り、子どもの健全育成を推進する観点から、子育て支援、高齢者支援にかかる事業を継続的に取り組むとともに、さらに活動を広げていく。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① お年寄りや親子・子どもたちの居場所の提供に関する事業 計105,000円

ア 居場所の提供

- ・日 時 毎月第1, 2, 3水曜日 9:00~17:00(8月を除く)
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者及び小中学生、親子 100人
- ・支出見込額 90,000円

イ 高齢者支援

- ・内 容 大人の塗り絵、フレイル予防ストレッチ等の企画を行う。
- ・日 時 未定(毎月第1~第3水曜日に随時)
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者 100人
- ・支出見込額 15,000円

ウ 地域活動等にかかる部屋の提供を行う。

- ・内 容 部屋貸し
- ・日 時 月1回程度
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域住民 50人
- ・支出見込額 0円

② お年寄りや親子・子どもたち間の異世代交流にかかるイベント開催に関する事業

計54,000円

ア マグネットまつり

- ・内 容 地域の子供・こどもたちを対象としたマグネットまつりを開催する。
- ・実施月 6月
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の小中学生、親子 100人
- ・支出見込額 20,000円

イ ハロウィンパーティ

- ・内 容 地域の高齢者、親子・こどもたちを対象とし、泉谷自治会等の支援・協力を得て各ポイントにいる魔法使いを訪れるハロウィンパーティを開催する。
- ・実施月 10月
- ・場 所 泉谷公園及び岡村7丁目自治会周辺
- ・受益対象者 地域の小中学生、親子 120人
- ・支出見込額 9,000円

ウ クリスマス会

- ・内 容 地域のお年寄り・親子・子どもたちを対象にクリスマス会を開催する。
- ・実施月 12月
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者及び小中学生、親子 40人
- ・支出見込額 20,000円

エ 地域活動意見交換会

- ・内 容 地域の自治会等との地域活動についての意見交換会を開催する。
- ・実施月 2回(5月、10月)
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 自治会役員及び地域住民等
- ・支出見込額 5,000円

③ 地域住民の生涯学習にかかる活動に関する事業 計10,000円

- ・内 容 ウクレレ教室、麻雀教室等
- ・日 時 月2回
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者 200人
- ・支出見込額 10,000円

④ 地域食堂に関する事業 計16,000円

- ・内 容 地域のお年寄りや子どもたちにランチを提供する
- ・日 時 3月
- ・場 所 横浜市磯子区岡村7-18-3
- ・受益対象者 地域の高齢者及び小中学生、親子 40人
- ・支出見込額 16,000円

以上

令和8年度活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 みんなの広場マグネット

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	10,000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	20,000	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
礒子区社協助成金	190,000	
4. 事業収益		
事業収益	33,000	
5. その他収益		
雑収益	2,000	
経常収益計		255,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	29,000	
物品購入費	95,000	
保険料	20,000	
印刷費	15,000	
通信運搬費	0	
謝金	10,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	0	
その他経費計		
事業費計		169,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	36,000	
通信運搬費	4,000	
減価償却費	0	
区社協会費	5,000	
施設賃借料	30,000	
その他経費計		
管理費計		80,000
経常費用計		249,000
当期経常増減額		6,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		6,000
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		6,000

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 みんなの広場マグネット

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	10,000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	20,000	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
磯子区社協助成金	190,000	
4. 事業収益		
事業収益	49,000	
5. その他収益		
雑収益	2,000	
経常収益計		271,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	29,000	
物品購入費	111,000	
保険料	20,000	
印刷費	15,000	
通信運搬費	0	
謝金	10,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	0	
その他経費計		185,000
事業費計		185,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	36,000	
通信運搬費	4,000	
減価償却費	0	
区社協会費	5,000	
施設賃借料	30,000	
その他経費計		80,000
管理費計		80,000
経常費用計		265,000
当期経常増減額		6,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		6,000
前期繰越正味財産額		6,000
次期繰越正味財産額		12,000